

市川市タブレット端末の利用についての同意書

市川市教育委員会から貸与されるタブレット端末について、以下のことにご同意ください。

- 1 タブレット端末の利用について、市川市教育委員会「タブレット端末ご使用にあたってのお願い」及び、学校が定める「タブレット端末活用のルール」を遵守します。
- 2 タブレット端末は、学校や家庭での学習及び学校と家庭との連絡に限り利用します。
- 3 学習に関係のないウェブサイトを開覧したりアプリケーションをダウンロードしたりしないよう、保護者の管理の下での使用及び使用状況の定期的な確認を行います。
- 4 使用上でトラブルが発生した場合、または紛失、盗難、毀損等によりタブレット端末が正常に使用できなくなった場合は、直ちにその旨及び経緯を学校に報告します。
- 5 転出、卒業等で学校を去る場合は、児童生徒の在籍期間が終了する日前までに、タブレット端末及びその付属品を学校に返却します。
- 6 家庭での紛失や盗難、および利用者の故意または重大な過失によりタブレット端末の全部または一部が使用できなくなったときは、タブレット端末の修理または購入にかかる費用は自己負担します。
- 7 家庭で使用する際の無線回線接続は保護者が行います。
- 8 家庭でのUSBメモリなどの外部記憶装置、及びプリンタ等周辺機器への接続および利用は行いません。
- 9 タブレット端末で利用した有料サイトの利用料、アプリケーションの課金、および学校外でタブレット端末を利用した場合の通信費等、利用者が行った行為によって発生した費用は自己負担します。
- 10 タブレットを自宅に持ち帰った場合、充電をして学校へ戻します。
- 11 タブレット使用に際し学習活動に必要となるインターネット教材等の利用のため、児童・生徒の個人情報がクラウドサービス上に保存されることに同意します。個人情報とは学校名、学年、クラス、番号、氏名、学習履歴（学習成果物、ミーティングアプリでのやりとり等）をさします。
- 12 市がセキュリティ事故の調査や端末の利用状況の把握等のため、ログ（アクセス履歴）、位置情報等を収集することがあることに同意します。

市川市教育委員会 宛て

令和 4 年 月 日

所属：市川市立 学校

児童生徒氏名：

保護者氏名(自書)：

使用端末番号：

※本同意書は児童生徒が学校を卒業・転出等で去ってから1年後に適正に処分いたします。